

指定障害福祉サービス事業所等運営法人代表者様

仙台市健康福祉局障害福祉サービス指導課長

令和 8 年度介護給付費等算定に係る体制等に関する届出について（通知）

平素より、本市障害福祉行政につきましてご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記について、下記のとおりお知らせいたしますので、必要な届出書を作成のうえ、ご提出くださいますようお願いいたします。

## 記

### 1 届出が必要な報酬

- (1) 前年度実績を要件とする「基本報酬」…………… **別表 1**
- (2) 前年度実績を要件とする「報酬（加算）」…………… **別表 2**

請求区分等の判定に前年度の平均利用者数や一般就労定着率などの年間実績を用いるため、**別表 1**及び**別表 2**に掲載されている基本報酬又は加算を現在算定している事業所については、前年度と区分等に変更がない場合でも、必ず届出が必要です。

**<届出が不要なサービス>** 次のサービスは本通知による届出は不要です。

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、児童発達支援（重心型以外）、居宅型児童発達支援、放課後等デイサービス（重心型以外）、保育所等訪問支援、福祉型児入所支援、医療型児入所支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援

### 2 届出に必要な書類・様式

#### (1) 共通様式（※提出必須）

- 別紙様式第 5 号（障害児のサービスの場合は別紙様式第 5-2 号）（給付費にかかる体制等届出書）
- 別紙 1-1（障害児のサービスの場合は別紙 1-2）（体制等状況一覧表）
- 標準様式 4（勤務体制一覧表）

#### (2) 個別様式

**別表 1・2**及び**各種届出に関する手引き（別冊 3 変更届の提出書類（給付費関係の変更））**をご確認ください。

ア 様式は下記の仙台市ホームページからダウンロードのうえ必ず最新のものをお使いください。

仙台市ホームページ > 事業者向け情報 > 福祉・医療 > 福祉 > 障害福祉サービス > 障害福祉サービス事業者等の指定・変更等の申請・届出について > 障害福祉サービス事業者等の体制等の変更について  
<https://www.city.sendai.jp/shogaishien-shido/jigyosha/fukushi/fukushi/shogai/jigyosho/henkou.html#kyuuhuiyousiki>

（次ページへ続く）

## イ 各種届出に関する手引き

仙台市ホームページ > 事業者向け情報 > 福祉・医療 > 福祉 > 障害福祉サービス > 障害福祉サービス事業者等の指定・変更等の申請・届出について

<https://www.city.sendai.jp/shogaishien-shido/jigyosha/fukushi/fukushi/shogai/jigyosho/shiteshinse.html>



▶二次元コードからもご覧いただけます。

### 3 届出期限について

#### (1) 1 届出が必要な報酬 (1)・(2)で示した報酬及び加算の届出期限

## 令和8年4月15日(水) 必着※

※消印有効ではなく、実際に当課に届いた日付(必着)

令和8年4月30日(必着)までに届出があった場合は4月サービス提供分から適用されますが、令和8年4月16日以降に提出された場合は、4月サービス提供分を5月に請求することができず、5月サービス提供分と合わせて6月に請求していただくことになる場合があります。

#### (2) 上記以外で、加算等にかかる変更届の提出期限(令和8年4月1日から算定の場合)

## 令和8年3月13日(金)(原則の届出期限のとおり。処遇改善加算等を除く)

別表2に記載のある加算以外が対象となります。

※(例)令和8年4月から福祉専門職員配置等加算を新規取得したい場合等が対象となります。

※また、既に加算を算定している事業所で、配置している職員が人事異動や入職・退職で変更となったものの、加算の要件を満たし、かつ加算の区分が変わらない場合などは届出不要です。

### 4 提出方法及び提出先

#### (1) 提出方法について

## 原則郵送又は持参

送付先・提出先は下記問い合わせ先のとおりです。

#### (2) やむを得ない事情等によりメールで届出を提出する場合

郵送では提出期限に間に合わないなど、やむを得ない事情等によりメールで届出を提出する場合、必ず下記のメールアドレスあてお送りください。

#### 【送付先】

- ・ [shitei\\_shougai@city.sendai.jp](mailto:shitei_shougai@city.sendai.jp) (青葉区・泉区の事業所)
- ・ [shitei\\_shougai02@city.sendai.jp](mailto:shitei_shougai02@city.sendai.jp) (宮城野区・太白区・若林区の事業所)

#### 【件名】: 年度当初の届出について

※届出書及び添付書類一式を、1つのPDFファイルにまとめた上で送付をお願いします。

※事業所の所在区によって、提出先が分かれています。区をまたいで複数の事業所を運営している場合には、事業所ごとにファイルを作成し、それぞれの提出先へ送付をお願いします。

※解凍できない場合がありますので、zipファイルでの送付はしないでください。

(次ページへ続く)

## 5 年度当初の届出に関する参考資料

本通知に係る届出について、令和7年度第2回集団指導「講義資料2 届出等に係る留意事項について（R8年度当初の届出）」にて解説していますので、資料のご確認をお願いします。

[https://www.city.sendai.jp/shogaishien-shido/jigyosha/fukushi/fukushi/shogai/shidokansa/documents/02\\_r702yomi.pdf](https://www.city.sendai.jp/shogaishien-shido/jigyosha/fukushi/fukushi/shogai/shidokansa/documents/02_r702yomi.pdf)



▶二次元コードからもご覧いただけます。

## 6 算定要件の確認について

報酬の算定にあたっては、毎月の請求を行う前に、算定要件を満たしていることを必ずご確認ください。算定に必要な要件を満たさずに請求を続けた場合、要件を満たさなくなった時点まで遡って返戻することになりますので、ご注意ください。

人員配置体制を要件とする加算等の場合、人事異動等で人員に変更があった際に要件を満たさなくなる可能性があります。要件を満たさなくなった場合は、速やかに変更届をご提出ください。また、「届出に必要な要件」とは別に「算定に必要な要件」が定められている加算については、届出を行っただけでは算定することができません。「算定に必要な要件」を満たしていることを確認したうえで、要件を満たしている月又は対象者についてのみ請求してください。

## 7 受取通知について

本通知に係る届出については、令和8年5月7日頃（予定）にメールにて受取通知を発送する予定です。また、届出を提出する際には、事業所側で確認用として届出の写しやデータを必ず保管してください。

## 8 その他

この通知は、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出についてお知らせするものです。令和8年度障害福祉サービス等報酬改定やそれに伴う基本報酬の見直し等については、国からの通知等があった際に改めてお知らせいたします。

また、福祉・介護職員等処遇改善加算に係る計画書の作成については、別で通知を発出予定です。

### 【問合せ先】

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7-1（本庁舎6階）  
仙台市障害福祉サービス指導課  
（青葉区・泉区に所在する事業所）  
指導第一係 022-214-6141  
（宮城野区・若林区・太白区に所在する事業所）  
指導第二係 022-214-8743